

誓 約 書

私は、赤磐市暴力団排除条例（平成２３年赤磐市条例第１８号。以下「条例」という。）の基本理念を理解し、下記の事項について誓約いたします。

また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾します。

なお、これらの事項に反する場合、契約の解除等、貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 1 自社（個人の場合にはその者）又は自社の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第９条第２１号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）は、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - （１）暴力団員等（条例第２条第３号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
 - （２）暴力団（条例第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - （３）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 使用人として暴力団員等を雇用していません。また、新たに雇用しません。
- 3 第１項各号に該当する者が、自社（個人の場合にはその者）又は自社の経営に実質的に関与していません。
- 4 暴力団排除に該当する事由の有無の確認のため、役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 5 赤磐市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要綱（平成１９年赤磐市訓令第４０号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第１項各号に該当する者を下請負人としません。
- 6 第１項各号に該当する者を下請負人としていて、赤磐市から当該下請契約の解除を求められた場合は、解除等の求めに従います。

年 月 日

赤磐市長 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

㊞
(実印)

※ 赤磐市暴力団排除条例については、裏面をご確認ください。

赤磐市暴力団排除条例（抄）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- （2） 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- （3） 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- （4） 市民等 市民及び事業者をいう。
- （5） 公の施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により設置した施設をいう。

（基本理念）

第3条 暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び社会経済活動に悪影響を及ぼす存在であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の役割）

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、暴力団及び暴力団員等と社会的に非難されるべき関係をもたず、暴力団の排除のための活動に自主的に、かつ、連携及び協力を図りながら取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 市民等は、暴力団の排除に資すると認められる情報を得たときは、市及び警察署に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

（公共工事等における措置）

第6条 市は、公共工事その他の事務又は事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団若しくは暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者を入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

（暴力団員等に対する利益供与の禁止等）

第9条 市民は、暴力団の活動を助長し、又は運営に資する目的で、暴力団員等又は暴力団員等が指定する者に対し、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

（暴力団の威力の利用等の禁止）

第10条 市民は、債務の回収、紛争の解決等に関して暴力団員等を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

（意見の聴取）

第11条 市は、必要があると認めるときは、第6条及び第7条に規定する認定について、赤磐警察署長の意見を聴くものとする。